

諮問番号：令和4年度諮問第3号

答申番号：令和4年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人 Aが令和4年1月10日付けで提起した、処分庁練馬区長による令和3年10月22日付け補装具費不支給決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（令和4年1月14日付け3練総法第1533号。事件名「補装具費不支給決定処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 関連する法令等（別紙記載のとおり）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）
- (2) 補装具費支給事務取扱指針（令和3年3月31日障発0331第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指針」という。）
- (3) 障害者総合支援法 補装具費支給事務 相談判定業務マニュアル（東京都心身障害者福祉センター。以下「マニュアル」という。）

2 関連処分および本件処分等

処分庁は、審査請求人による法第76条1項に基づく補装具費の支給申請に対して、指針およびマニュアルに基づき、つぎの2つの処分を行った。

(1) 関連処分：左前腕（能動式義手の支給）

処分庁は、令和3年10月19日付け「補装具費支給決定通知書」により、審査請求人に対する「殻構造義肢 前腕義手 能動式（中断端用フック型）左前腕義手能動式」について支給を決定した（令和4年3月4日付け弁明書添付の証拠書類4）。

(2) 本件処分：右前腕（電動式義手（筋電義手）継続使用および能動式義手の不支給）

処分庁は、令和3年10月22日付け「補装具費不支給決定通知書」により、審査請求人に対して、「殻構造義肢 前腕義肢 能動式（右）」を不支給とする本件処分を行い（同証拠書類5）、審査請求人は、同月25日にその事実を知った。

上記通知書には、「右前腕義手能動式については、電動式の対応に工夫の余地があり、他の方法での対応も検討可能であるため、不支給とする」旨記載さ

れている。

なお、通知書記載の「電動式」とは、請求人に対して法に基づき平成25年に支給された右前腕の電動式義手（筋電義手）を指すものであり、本件処分は、既に支給された電動式義手と能動式義手の併給を認めないというものである。

3 前提条件

- (1) 審査請求人は、昭和24年1月10日に生まれた者である。

審査請求人には、疾病による切断による上肢機能障害（両前腕欠損）および下肢機能障害（両大腿2分の1以下欠損）の障害がある（審査請求書添付の令和3年11月19日付け診断書、令和4年3月4日付け弁明書添付の証拠書類2、3ほか）。

- (2) 義手の種類には、電動式義手（筋電義手）と呼ばれるものや能動式義手がある。

電動式義手（筋電義手）は、断端の筋が収縮する際に生じる微量の筋電位をスイッチとして利用し操作する電動の義手である。

能動式義手は、体の動きを利用して操作する義手であり、ハーネスなどの器械的仕組みによって動作するものである。

- (3) 平成24年頃、審査請求人は、医療保険により作製された左前腕および右前腕の各能動式義手の交付を受けた。
- (4) 平成25年1月11日、審査請求人からの法に基づく補装具費の支給申請に対し、処分庁は、右前腕の電動式義手（筋電義手）の支給を決定し、交付した。
- (5) 審査請求人は、上記(3)記載の能動式の義手（右前腕および左前腕）を使用し、自動車の運転も行ってきたが、そのいずれもが老朽化したため、令和3年4月20日、処分庁に対して、法に基づく左前腕および右前腕の能動式義手の支給申請を行った（令和4年3月4日付け弁明書添付の証拠書類1）。
- (6) 令和3年7月7日、処分庁は、前項の申請を受け、判定依頼書（同証拠書類2）により東京都心身障害者福祉センター（以下「都センター」という。）に対して支給の適否にかかる判定を依頼し、同年8月31日、審査請求人が都センターを来訪した上で、判定が行われた。
- (7) 令和3年10月8日、処分庁は、都センターより判定書（同証拠書類3）を受領した。

上記判定書には、上記(5)の申請のうち「左前腕義手能動式は必要」（左前腕の能動式義手の支給は必要）である旨記載された。

他方、右前腕については、「右前腕義手電動式（継続使用）は必要」（法に基づき平成25年に支給された右前腕の電動式義手（筋電義手）の継続使用は必要）であるが、令和3年に新たになされた能動式義手の支給申請に対しては、「電動

式での対応に工夫の余地があり、他の方法での対応も検討可能である」ため、電動式義手との併給は認められない（能動式義手の支給申請は不相当である）旨記載された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、つぎの理由により、右前腕については、本人の自立と健康維持のため、平成25年に法に基づき支給された電動式義手（筋電義手）だけでなく能動式義手が不可欠であり、後者にかかる費用支給（併給）が認められるべきと主張する。

(1) 自動車の運転に能動式義手が必要であること。

① 審査請求人がかかりつけ医療機関である国立障害者リハビリテーションセンター病院（以下「本件病院」という。）へ通院するためには請求人自身による自動車の運転が必要である。

すなわち、請求人の居住地（練馬区光が丘）から本件病院（埼玉県所沢市）までの距離は片道だけでも20数キロメートルあることから、請求人に支給された電動車椅子による通院は替えのバッテリー4個が必要となること等の理由により非現実的であるし、朝の混雑時に公共交通機関を利用することもまた不可能である。

そのため、自動車による通院が必要であるところ、能動式義手があれば、これには鉤手がついているため、これを自動車のハンドルに固定させて操作することが可能となる。他方、電動式義手（筋電義手）では自動車のハンドルを握り続けることが困難であるため、自動車運転に支障を来し、事故発生の可能性を否定できない（令和4年5月24日收受の請求人作成の反論書添付の令和4年5月17日付け診断書）。

審査請求人は、通院のために自動車を購入して障害者用に改造し、車庫も賃借したものである。

審査請求人において、四肢切断および糖尿病の治療に対応できる本件病院への通院は必要であり、現に、請求人が同病院での治療や指導を受けた結果、糖尿病に係る検査項目（ヘモグロビンA1C/NG）の値は、平成24年（2012年）から令和4年（2022年）にかけて減少した。

② なお、請求人の主たる介護者である同人の妻は、乳がんの手術を受けて治療中であり、令和3年に両膝の人工関節置換手術を受けたことから、請求人の本件病院への通院や受診にあたり、妻が、請求人のために自動車を運転し、請求人の車椅子を自動車に積み込むことは不可能である。

③ 以上の理由により、本件病院へ通院するためには請求人自身による自動車運転が必要である。なお、この場合における請求人の電動車椅子の自動車への積み込みは、病院職員やヘルパーが行うこととなる。

(2) 食事の際にも能動式義手が必要であること。

請求人が食事の際にスプーンなどを使用するためにも、能動式義手が必要である。

2 処分庁の主張

処分庁は、つぎの理由により、本件処分は適正かつ正当に行われたものであり、適法であると主張する。

(1) 本件処分が法、指針およびマニュアルに基づくものであり、都センターの判定に当たっては、請求人が同所を訪問した上実施されているため、本件処分に違法不当な点は存在しないこと。

(2) 指針（別紙2 第2. 1(5)）は、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる」と定めるところ、請求人が右前腕の能動式義手の併給（2個支給）を求める理由は、上記指針が例外として定める「職業又は教育上特に必要と認めた場合」には該当しない（審査請求書添付の診断書）こと。

(3) マニュアル（別紙3 2(1)キ(イ)）は、能動式義手、作業用義手、特例の補装具及び型式が違うものの2個支給については判定が必要であると定めるところ、都センターが2個支給は不相当であり、右手の能動式義手については既に支給されている電動式義手との併給は認められない旨の判定をしていること。

第4 審理員意見書の要旨

法に基づく補装具費の支給に関して必要な事項は厚生労働省令で定められるところ（法第76条6項）、法を受けた指針（地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」に該当）は、補装具費の支給対象となる補装具の個数は原則として1種目につき1個であると定めるものである。

指針は、例外的に、「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」においては2個の補装具費の支給を認めるところ、請求人が本件において主張する事由は、これらの場合に該当するとは言えない。

そのため、請求人に対して、法に基づき平成25年に支給された右前腕の電動式義手（筋電義手）の継続使用を認めつつ、令和3年に新たになされた能動式義手の支給申請（併給）を認めなかった本件処分が違法ということはできない。

また、法および指針を受けて都はマニュアルを定めるところ、本件では、都セ

ンターにおいて第1. 4(6)（審理員意見書P 2）記載の判定がなされており、マニュアル記載の手續違反等の不当な点も認められない。

平成25年に支給された右前腕の電動式義手（筋電義手）について、何らかの不具合があるとの主張は請求人より出されておらず、その継続使用ができる以上、本件請求を認めることはできず、その他、本件処分につき違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

1 令和4年9月28日 審査庁からの諮問の受付

2 令和4年10月11日 審議

3 令和4年10月25日 審議

4 令和4年11月2日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

(1) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、今回の補装具費の対象となる補装具の個数を定める指針の例外に該当するか否かである。

(2) 争点に対する判断

審査請求人は、右前腕については、本人の自立と健康維持のため、平成25年に法に基づき支給された電動式義手（筋電義手）だけでなく能動式義手が不可欠であり、後者にかかる費用支給（併給）が認められるべきと主張する。

一方、審査庁は、法に基づく補装具費の支給に関して必要な事項は厚生労働省令で定められるところ、法を受けた指針は、補装具費の支給対象となる補装具の個数は原則として1種目につき1個であり、例外的に「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」においては2個の補装具費の支給を認めると定めており、審査請求人が本件において主張する事由は、これらの場合に該当するとは言えないと主張する。

まず、手続上の瑕疵については、処分庁は、法および指針を受けて都はマニュアルを定めるところ、本件では、都センターにおいて第2. 3(6)記載の判定がなされており、マニュアル記載の手続違反等の不当な点は認められない。

つぎに、都センターは、平成25年に支給された右前腕の電動式義手（筋電義手）の継続使用を認めつつ、右前腕能動式義手については電動式での対応に工夫の余地があり、他の方法での対応も可能として電動式との併給は認められないとしていることから、指針に定める例外には該当しないと判断している。

また、平成25年に支給された右前腕の電動式義手（筋電義手）について、何らかの不具合があるとの主張は請求人より出されておらず、その継続使用ができることから、本件処分につき違法又は不当な点は認められない。

したがって、審査請求人に対して、令和3年に新たになされた能動式義手の支給申請（併給）を認めなかった本件処分が違法ということはできない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 菅原 武志